

平成22年度第4回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成23年6月16日)

開催日及び場所		平成23年3月2日(水)		仙台合同庁舎6階第1会議室		
委員		東海林 行夫(弁護士) 武田 雅比人(公認会計士) 岡 島 毅(ジャーナリスト)				
審議対象期間		平成22年10月1日～平成22年12月31日				
審議対象案件		159件	うち、1者応札案件 11件	契約の相手方が公益社団法人等の案件 4件		
抽出案件		14件 (抽出率8.8%)	うち、1者応札案件 1件 (抽出率9.1%)	契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率25.0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		8件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			工事希望型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型競争	2件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	公募型フロホーサル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型フロホーサル	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			標準型フロホーサル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の随意契約	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品役務等	一般競争		2件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(企画競争・公募)		1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
		随意契約(その他)		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項) なし					
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)		回答等 (詳細に記述すること。)	
			別紙のとおり。		別紙のとおり。	

委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。
-------------------------------------	-----

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>&lt; 工事編 &gt;</p> <p>(和賀中部農業水利事業 左岸導水幹線用水路第1工区(その1)工事)</p> <p>総合評価落札方式では入札価格の一番安い業者が必ずしも落札しないが、この仕組みをもう一度教えてほしい。</p> <p>A社とB社の入札価格が非常に高く、これは元々落札する気がないようにしか見えないがどうか。</p>	<p>総合評価落札方式は工事の技術提案と価格を評価して、一番評価値の高い者と契約する方式である。評価点の内訳は、まず標準点として100点を各社に与え、次に技術提案の評価点を企業評価、技術者評価、施工計画の項目で各社に付け、評価点の合計値の最も高い者に最高点を、その他の者は合計値に応じて最高点を按分した点数を加算点として付与している。さらに品質確保のため施行体制評価点を加え、その合計点数を入札金額で割ることにより評価値を算出し、評価値の一番高い者と契約を行っている。</p> <p>入札の際、工事費内訳書の提出により、A社とB社の入札金額のどの項目の差異が大きいか確認している。資材価格や数量、積算参考資料は発注者側から提示しており、そういった部分の差異が大きいと不誠実な入札とを感じるが、今回の場合は、管体工でパイプインパイプという難しい工事の部分で金額の差異が大きかったため、不誠実な入札とは考えていない。</p>

( 迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業 調整池放流工工事 )

入札に参加した業者 3 者が同じ地域の業者だが、企業評価、技術者評価の評価点は業者どおしで予測可能ではないか。

業者どおしで話し合えば、お互いの点数が予測できると思うが。

施工計画の評価点が、A社が9点、B社が5点、C社が0点となっているが、これほどに差があるものか。

そうすると、A者の9点はどのような点が評価されたのか。

油流出防止ボックスの提案はなるほどと思うが、防災対策や危険水位の設定というのは、発注者側から指示すべきものではないのか。

自社の評価がだいたいどのくらいかというのは予測可能と思われる。

一般競争のため、業者は、どの業者が参加しているか分からない。また、施工計画は各社が独自に、その時の課題を検討して提出している。

施工計画の評価に関しては、施工計画に関する提案、施工上の課題、品質管理上の課題という三つの課題について業者が提案したものを評価するが、0点というのは不適切な提案ではなく、発注者側が示した標準案と同等で適切であるという評価であり、更に創意工夫が見られた場合には加算点として評価される。

この工事で特に評価が高かったのは、防災倉庫を設置し土のう、水中ポンプを常備し大洪水に備える。危険水位、警戒水位の基準を設定し避難や作業中止の基準を作成する。油流出防止ボックスの中に発電機を設置し停電時には予備発電機で発電しポンプ排水を行う対策をとる。といった提案であり、これにより高い評価がされている。

締め切りの高さが決まっているため、それを超えないような水位設定というのは発注者側からも示しているが、請負者側はそれよりも更に厳しい水位で設定する提案を行ったものである。

(岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣  
導水幹線用水路防護柵設置(その1)そ  
の他工事)

2者応札で1者が無効となっているが、  
無効の理由は何か。

入札執行調書を見ると、施工計画の評価  
点が9点と高い評価になっており、十分  
工事内容を把握していると思われるがど  
うか。

低入札価格調査を実施して、低入札者を  
契約の相手方としなかったケースはあっ  
たか。

それで、訴訟沙汰になったケースはある  
か。

#### < 業務編 >

(直轄地すべり対策事業 庄内あさひ地区  
地質調査(その1)業務)

(国営造成水利施設保全対策指導事業最  
上川下流地区予防保全基本計画策定(そ

これは、発注者側から、水路附帯工、工  
事復旧工、水路復旧工に区分した積算参  
考資料を提示し、入札の際、それに基づ  
いた工事費内訳書の提出を求めているが、  
この業者は、独自に工事費内訳書を安全  
施設工と進入路造成工に区分し、発注者  
側がチェックができない様式で提出した  
ため無効と判断したものである。

工事費内訳書と施工計画の評価は別であ  
り、入札公告でも工事費内訳書の内容が  
不備である場合は入札が無効になる旨掲  
げているため、公平性の観点からも無効  
はやむを得ない。

平成22年度はありません。平成21年  
度は何件かありました。低入札価格調査  
では、その入札金額で施工できるという  
説明資料の提出を求めるが、その説明資  
料が提出できない場合、工事の品質を確  
保できる保証がないので、契約はしない。

入札説明の際に、低入札価格調査につい  
て説明しているため、そのような訴訟に  
発展したケースはありません。

の 2 ) 業務 )

この二つの業務は、共に非常に落札率が低く低入札価格調査が行われているが、この業務が実施可能と判断した理由は何か。

(直轄地すべり対策事業 庄内あさひ地区  
地すべり機構解析その他業務)

一覧表の随意契約によることとした会計法令の根拠条文に、会計法第 29 条の 3 第 4 項と記載されているが、この条文(契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合。)のどれにあたるのか。

< 物品役務編 >

(岩木川左岸(二期)農業水利事業 岩木川左岸地区西俣 3 号幹線用水路他現場調査推進技術業務)

一つ目は、業者に、契約の履行体制、手持ち業務の状況、配置予定技術者名簿、手持ち機械の状況、過去に実施した同種・類似の業務の名称、経営内容等の資料の提出を求め審査をしている。二つ目に、関係機関へ経営状況、信用状況を照会するとともに、過去 3 年の指名停止の措置状況等、別の角度から審査を行っている。更に個別の事情として、会社で技術者の余剰人員を抱えているため利益を少なくしてでも受注したい、現場を熟知した者が会社にいるため他社よりも価格を抑えて実施できるとしている。会社の経営状況も悪くなく利益も確保していることから、実施可能と判断した。

高度な専門知識と技術力を要する地すべりの機構解析業務であることから、プロポーザル方式により複数の者から技術提案書の提出を求め、技術評価の最も優れた者と契約している。

会計法上では、第 29 条の 3 第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の随意契約であり、価格競争ではないが、実質的に複数者の業務遂行能力などの技術提案を評価して競争性を確保している。

土地改良事業団体連合会というのはどういう組織か。

そういう団体も、以前から競争参加資格を持っているのか。

提案書審査結果表の評価項目で、「２．組織の評価」の「類似調査業務の経験」という評価項目に、「過去に類似の業務を実施しているか」「過去に類似の業務を豊富に実施しているか」という二つが記載されている。この豊富にというのは、どの程度のものなのか。「過去に類似の業務を豊富に実施しているか」という評価項目があると、新規参入がより困難になりはしないか。

(平成２２年度東北農政局管内国営事業総合技術支援業務委託)

この業務は農林水産省出身者が再就職している業者が契約相手方になっているが、採点表の内容をもう一つの業者と比較すると「業務の実施方針」という採点項目に非常に大きな点差があって、１０点差となっている。これは、農林水産省出身者が再就職している業者の場合、業務の実施方針をよく理解し提案しやすいと思われるがどうか。

土地改良法に基づき、土地改良事業を行う市町村、土地改良区等により組織された団体で、主に、土地改良事業に係る調査研究、研修、施設の維持管理等、土地改良区だけではなかなかできない事業を行っている団体である。

競争参加資格の申請を行い、認められれば、資格は持てる。

類似業務の経験に係る評価点の比重を大きくし新規参入を妨げることのないように、「過去に類似の業務を豊富に実施しているか」という評価項目の評価点は総評価点１００点のうち５点とウェイトを小さくしており、過去に実績があれば良いとしている。

契約相手方とならなかったもう一つの業者も大手の業者であり、農業農村整備事業をよく理解し事業を行っている業者である。そういう意味では、業務の実施方針についても、よく理解し各社、各社の特色を出しながら競争していると考えている。